

宮古市告示第 2 1 0 号

市営建設工事の請負契約に係る指名競争入札及び条件付一般競争入札の参加者の資格等に関する規程（平成 1 7 年宮古市告示第 1 5 号。以下「規程」という。）第 3 条第 1 項及び第 4 条第 1 項の規定により、平成 2 5 年度以降に行われる市営建設工事指名競争入札等参加資格基準、市営建設工事競争入札参加資格審査申請書の提出期間を次のように定め、平成 2 5 年 2 月 1 日から施行する。

平成 2 4 年 1 2 月 2 8 日

宮古市長 山本 正徳

1 資格基準

（１） 次の表の左欄に掲げる工事種別に応じ、同表の右欄に定める建設工事について建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号。以下「法」という。）の規定による許可を受けている者であること。

工事種別	建設工事の種類
土木工事	土木一式工事
建築工事	建築一式工事
電気設備工事	電気工事
管設備工事	管工事
舗装工事	ほ装工事
鋼橋上部工事	鋼構造物工事
プレストレスト・コンクリート工事	土木一式工事
法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事
機械設備工事	機械器具設置工事又は鋼構造物工事
塗装工事	塗装工事
グラウト工事	とび・土工・コンクリート工事
通信設備工事	電気通信工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
造園工事	造園工事
ボーリング工事	さく井工事又はとび・土工・コンクリート工事
消防設備工事	消防施設工事
標識設置工事	とび・土工・コンクリート工事
鋼工作物工事	鋼構造物工事
防水工事	防水工事
水道施設工事	水道施設工事

備 考

法面処理工事 モルタル吹き付け、種子吹き付け、樹脂吹き付け等の工事をいう。

機械設備工事 機械設備に関する工事で電気設備、管設備（暖冷房衛生設備等）及び通信設備に含まれないもの（水閘門、エレベーター等の設備）をいう。

塗装工事 建物塗装、橋梁塗装、区画線、道路標示その他一般塗装をいう。

通信設備工事 電話交換機械設備及び電光式道路情報板設置工事を含む。

鋼工作物工事 鋼構造物に関する工事で鋼橋上部工事及び機械設備工事以外のもの（鉄骨組立工事、鉄塔工事、鋼製スノウシェッド設置工事等）をいう。

防水工事 建物防水をいう。

(2) 規程第10条第1項の規定により資格の取消しを受け、その期間を経過した者であること。

(3) 法第27条の29第1項の規定により総合評定値の通知を請求した者（法第27条の23第1項の規定による経営事項審査に係る審査基準日が、市営建設工事競争入札参加資格審査申請書を提出する日の前々年の10月1日から前年の9月30日までの期間うちのいずれかの日となる経営事項審査を受けた者に限る。）であること。

(4) 希望する工事種別の完成工事高があること。

(5) 工事現場ごとに法第26条第1項の規定による主任技術者又は同条第2項の規定による監理技術者を専任で配置することができる者であること。

(6) 市税、法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

2 提出期間 西暦の奇数年（以下「名簿作成年」という。）の2月1日から2月末日まで。ただし、規程第4条第2項各号に掲げる事由の生じた者以外の者が名簿の有効期間途中において当該名簿への追加を申請する場合の提出期間は、名簿作成年以外の年の2月1日から2月末日までとする。